

令和 6 年 8 月 16 日

教育長 様

香芝市議会議長 川 田 裕
【質問者：川 田 裕】

質 問 状

香芝市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第 2 項により速やかに回答して下さい。

香教総第 98 号の回答及び市施策との整合性について

略語等については、本文で記載するもの以外は、香教総第 98 号など従来のものを引用する。

令和 6 年 7 月 29 日に香芝市教育委員会（以下「市教委」いう。）教育総務課から文書質問への回答（香教総第 98 号）がなされた。その回答の一部に質問の趣旨とかがみ合わない又は疑義を有すると思慮する回答が含まれることから、改めて質問するものとする。

第 1 一部の質問の回答が適切でないと思慮することについて

教育長から示された文書質問の回答（香教総第 98 号）に関し、弊職が質問している事項に対し、問うていない事項に対する文言及び不適切な回答が含まれると思慮する。香教総第 98 号の回答「1.（3）」、「2.（1）」及び「3.（1）」の回答について、教育長は、①「その当時において、基本方針を撤回する考えがないということであった。なお、同方針については、今後その内容を見直す必要があると認識している。」、②「今後開催される検討委員会での議論も踏まえ、見直し後の方針については、これまでの教育委員会事務局による説明とは異なる内容が含まれることになる」と考える。」及び③「同方針については見直しの必要があるものと認識している。」と回答される。

先ず一点目は、「1.（3）」の上記①の回答である。この「基本方針を撤回する考

えがない」の部分は回答に矛盾がある。何故なら、検討委員会の諮問事項には、学校再編に関する規模の適正化の基準を決定する諮問をする旨を市教委は説明されていた。今回の検討委員会には、基本方針は撤回云々ではなく、説明通り諮問の材料として付されており、基本方針には長寿命化計画を見直すものと明記される。また、「同方針については、今後その内容を見直す必要があると認識している。」の回答も適切でないと思慮するが、後にまとめて論じる。

二点目は、「2. (1)」の上記②の回答である。「見直し後の方針については、これまでの教育委員会事務局による説明とは異なる内容が含まれることになる」と教育長は回答するが、これも適切なものではないと思慮する。そもそも教育委員会事務局の説明とは異なる内容が含まれると云うが、議会において答弁する市教委の事務を補助する職員は、地方自治法第121条の規定により「委任を受けた者」に該当し、その答弁は市教委の回答である。それを市教委の回答と市教委事務局の回答を使い分けていることになり、委任を受けた説明の趣旨を没却することになる。故に、不適切と言わざるを得ない。また教育長は、「見直し後の方針」との回答も適切ではないと思慮するが、後にまとめて論じる。

三点目は、「3. (1)」の上記③の回答である。教育長は、「同方針については見直しの必要があるものと認識している。」と回答される。尚、市教委は令和6年7月26日に検討委員会に諮問したばかりである。その検証や調査は未だ何も行われておらず、その結果と受け取られるような回答は不適切である。

また、「1. (3)」の上記①、「2. (1)」の上記②及び「3. (1)」の上記③も「基本方針を見直す」旨の回答は同趣旨であるが、教育長が軽々に基本方針の見直しを言及することには問題がある。何故なら、基本方針の決定は市教委の権限であり、市教委の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第1項第1号には、「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」の権限は教育長に委任できないと規定される。即ち、委任されていない事項に対して、回答などできないのであり、教育長の基本方針の見直しへの言及は不適切と指摘せざるを得ない。また市教委の会議を確認すると、基本計画の見直しに関する審議などされていない。尚、検討委員会への諮問（令和6年7月24日市教委議第18号「学校再編方針の具体化の検討及び香芝市施設等長寿命化計画（個別施設計画）の調査審議について（諮問）」では、「学校再編の基準及び各施設の整備時期、要否等、香芝市の学校環境の望ましい在り方についての具体化」が諮問内容であり、基本方針の見直しの諮問はされていない。

尚また最後に、文書質問は議員の権限として質問するものであるが、質問した内容への回答を求めているのであり、論理構築の確認のためでもある。それが、質問もしていない事項を回答に書き加えることは、読者にとっては質問趣旨を歪曲して受け取られる虞もあり、お聞きしていること以外に回答への加筆又は補記は差し控えて戴くことを願います。

故に、上記した質問主意から改めて質問するものとする。

- 1 「1. (3)」の教育長の回答では、「お尋ねの教育部次長がしたとされる「方針は変えない」との発言については、その当時において、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針を撤回する考えはないということであった。なお、同方針については、今後その内容を見直す必要があると認識している。」とされる。しかし、この回答は明らかに矛盾しており、市教委において見直しをされることなく、検討委員会の諮問の材料として基本方針が付されている。これまでの市教委の回答では、検討委員会に於いて学校再編等の適正規模の基準が示されれば、おのずとして学校規模の適正化の時期は変わるとの回答から、何ら矛盾なく、現にこれまでの市教委の説明通りに事務は執行されている。また、基本方針は見直す必要があるとは、上記の質問主意で説明した通り、教育長にその権限はなく、弊職もそのような質問はしておらず、不必要な回答である。そこで、聞き方を変えて再度お聞きするが、「方針を変えない」という趣旨は、長寿命化計画の見直しが趣旨であり、その基本となる考えかたを示したに過ぎないものである。何故なら、長寿命化計画は子どもたちの生活の場である学校環境を整備する計画であり、方針もなく進めることなど不可能である。それを基本方針の学校規模適正化の年限等の最終形態だけを捉えた議論に終始していることに合理性はない。学校規模適正化は検討委員会の答申を参照として将来に市教委が判断する先の話であり、途中経過の子どもたちの生活の場である学校環境の整備等は現在の話である。その長寿命化計画の見直しを行うための基本方針であることから、見直しが終われば基本方針は消滅するものである。繰り返しになるが、そもそも教育長に基本方針を変更する権限もなく、不適切な回答である。

故に、「方針を変えない」とは、長寿命化計画を見直すための趣旨であることから、長寿命化計画は何時から見直すのか端的に回答されたい。

- 2 「2. (1)」の教育長の回答では、「(1)」の回答と重複はするが、検討委員会の結果を待たず、教育長が方針の変更の旨を言及することは上記質問主意の通りである。また教育委員会事務局による説明とは異なるとの回答についても、不適

切であると質問主意では指摘した。弊職は市教委の過去の答弁から、何が180度変わったのかを質問しており、教育長の事務権限のない予測等の回答を求めている訳ではない。またそのような回答は不適切である。そこで聞き方を変えてお聞きするが、検討委員会へは基本方針の変更の諮問などされておらず、以前から市教委が説明されて来た通りであるが、現在において何か事務の執行に対して大幅に変更されたものなど在るのか。「ある」か「ない」で端的に回答されたい。

- 3 「3.(1)」の教育長の回答では、聞いてもいないことに縷々回答されるが、弊職が質問していることは、「学校統廃合が決定したということは事実であるか。」をお聞きしている。過去の事実の確認をしているにも関わらず、教育長の事務権限を持たない未来のことの予測等の回答など求めている。故に、過去に学校統廃合の決定の事実があったのか、「学校統廃合の決定の事実があった」又は「学校統廃合の決定の事実は無かった」の双方どちらかで端的に回答されたい。

第2 学校規模の適正化と市の施策との整合性について

学校規模の適正化は、児童及び生徒の教育環境に関わる重要事項である。その学校規模の適正化については、今後、検討委員会において答申に至る検討及び調査が行われるが、その答申の内容により学校の適正化規模の基準が決まるものと思慮する。それは教育施設環境の整備及び教育に関する適正な手続きであると鑑みるが、香芝市が行う街づくりとの整合性は如何に考えられているかの確認も重要事項と云える。

三橋市長は令和6年6月24日の議会における所信表明において、基本方針について、「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の内容につきましては、選ばれる街として主に周辺地域からの流入による人口増加を図るという、私が公約として掲げた街づくりの方針に抵触する事項が見受けられることから、見直しの必要性があるものと認識している。」及び、「一方で、特定の学校について、1学年当たりには一定の児童生徒数が下回る状況が長期にわたって継続する見込みが明らかとなった場合には、学校を存続させることがかえって地域コミュニティの衰退を招き、いじめ事象への対処や日常的な学校運営にも支障を及ぼす可能性のあることから、再編を実施すべき場合もある。」と表明される。この内容は重要であり、街づくりと基本方針との整合性は矛盾があってはならないと思慮する。

検討委員会では、学校規模の適正化の基準が示されると鑑みるが、仮にその答申において、学校は中規模が基準となれば、学校規模の適正化が行われるのは30年又は40年先の話となる可能性が高い。しかし、その時の状況は未知な訳であり、仮に学校規模の適正化について、将来その地域の学校が適正化の対象と示されるのであれば、香芝市の街づくりに影響を与える虞もある。また三橋市長は、「児童生徒数が下回る状況が長期にわたって継続する見込みが明らかとなった場合」に学校の再編を実施する場合がある旨を示されることから、これを香芝市の街づくりの基本

の一部と認識した場合、現状においての学校の適正化の対象を示すことは、適正と云えないと考えることもできる。

勿論、市教委におかれては、長寿命化計画を文部科学省に提出しなければならない事情（交付税対象の申請）や今後の施設整備の規模及び順位の作業、財政の不足問題などある。市長部局においては、立地適正化計画をはじめ、その他計画等の見直しも課題となる場合もある。多くのジレンマも含まれると思慮するが、それらの整合性を図ることは香芝市の街づくりの重要事項と指摘できる。

故に、上記した質問主意に対する質問に回答されたい。

- 1 基本方針は長寿命化を見直すものであり質問から除くが、三橋市長の所信表明にある街づくりの方針と学校規模の適正化との整合性の重要性を、教育長はどのように考えるか示されたい。
- 2 基本方針は長寿命化計画を見直すものであり質問から除くが、学校規模の適正化が将来行われると仮定した場合、地域の学校が適正化の対象となる学校と示されることが、三橋市長の街づくりの方針に与える影響について、教育長はどのように考えるか示されたい。

香 教 総 第 1 1 2 号
令 和 6 年 9 月 2 日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市教育委員会 教育長 小西



質問状に対する回答について

令和6年8月16日付けで香芝市議会基本条例に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

1(1)について

御指摘の教育部次長がしたとされる「方針は変えない」との発言については、その当時において、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針を撤回する考えがないということを意味するものであり、御指摘の香芝市学校施設等長寿命化計画に関するものではないが、同基本方針が同長寿命化計画を見直すに当たっての方向性を示したものである。

そして、既に「質問状に対する回答について」（令和6年7月29日付け香教総第98号）により回答したとおり、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針については、今後その内容を見直す必要があると認識している。

したがって、これに関連して、今後、香芝市学校施設等長寿命化計画についても、必要に応じて適切な時期に見直していく。

1(2)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないので、お答えすることは困難である。

なお、「質問状に対する回答について」（令和6年7月29日付け香教総第98号）により回答した内容については、何ら不適切な点はないものと考えている。

1(3)について

お尋ねについては、御指定のいずれかの表現に限定してお答えすることは困難である。

なお、再編の時期を「令和5年～令和9年」や「令和10年～令和14年」のように具体的な年数を示して香芝市立学校施設の再編等に関する基本方針

を策定していたことは事実であるが、香芝市立小学校の再編については、最終的に香芝市立学校条例の改正により決定されるものであり、同条例は改正を経ていないので、最終的に決定されたものではない。

2(1)について

一般に、市長が示す街づくりの方針の内容と学校施設の再編等に関する基本方針の内容については、整合の取れたものとすることは重要であると考え
る。

2(2)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないので、お答えすることは困難である。